

公 告

徳島県住宅供給公社から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和二年三月三十一日

徳島県住宅供給公社

理事長 原 一 郎

一 徳島県に代わつて県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

徳島県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）別表に掲げる県営住宅（名東（東）団地（六号棟に限る。））、万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地を除く。）及び徳島県営住宅管理規則（昭和三十五年徳島県規則第十号）別表に掲げる共同施設（名東（東）団地県営住宅六号棟に併設する児童遊園及び駐車場並びに万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地の各県営住宅の共同施設を除く。）

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関する）を除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで